

飲食店応援前払利用券事業に関する前払利用券配布基準等の見直しについて

本事業に関してこれまでの運用では、個人 900 枚、法人 1,800 枚までが利用券配布枚数の上限と設定してきましたが、複数店舗を経営する取扱店などを中心として、すでに配布された利用券すべてを完売した店舗が多数報告されております。こうした事業所ではより多くのお客様への前払利用券の販売機会を逸している現状があり、利用券配布枚数の上限拡大を求める要望がございました。

また、取扱店や消費者からはプレミアム分の請求時期及び前払利用券の販売期間延長を求める声も多く挙がっており、運用面の改善が必要であると認識しております。

そこで、このたび福島県、商工会議所と三者で協議をした結果、発行者である福島県より利用券の有効活用を図る観点から、配布枚数の上限を拡大するとともに事業者単位ではなく経営する店舗数に応じて配布枚数を引き上げることなど下記及び別紙の通り決定がなされました。

つきましては、事業途中での変更となりお手数をおかけいたしますが、内容（新旧対比表）もご確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 社（者）あたりの上限配布枚数

個人事業者の配布枚数上限 900 枚 → 1,800 枚に拡大

法人事業者の配布枚数上限 1800 枚 → 3,600 枚に拡大

例 個人事業者 X が中華料理屋 2 店舗経営しているケース

従来の取扱い X への前払利用券配布枚数上限 900 枚

↓

今後の取扱い X への前払利用券配布枚数上限 3,600 枚 (1,800 枚×2 店舗分)

例 法人企業 A 社が、定食屋 B、ラーメン屋 C、居酒屋 D を経営しているケース

従来の取扱い A 社への前払利用券配布枚数上限 1,800 枚

↓

今後の取扱い A 社への前払利用券配布枚数上限 10,800 枚 (3,600 枚×3 店舗分)

	新	旧
取扱店募集期間及び販売期間	取扱店の募集期間・・・12月28日(月)まで 利用券の販売期間・・・令和3年1月31日(日)まで (利用期限に合わせる)	取扱店の募集期間・・・7月31日(金)まで 利用券の販売期間・・・9月30日(水)まで
前払利用券販売手段	現金を基本とするが、取扱店及び利用者双方の合意があれば、支払い方法は現金に限定せず、キャッシュレス決済も可とする。 (ただし、カード会社等の利用規約等に反しない場合に限る)	現金のみ
前払利用券配布期間	【取扱店への利用券配布期間】 令和3年1月29日(金)まで ※ただし、利用券の在庫状況によっては、配布期間を短縮する場合あり。	【取扱店への利用券配布期間】 各回、個人300枚、法人600枚まで 令和2年8月31日(月)まで
複数店舗経営の倍の利用券配布枚数上限	事業者単位ではなく経営する店舗数に応じて以下のとおり販売上限を引き上げる。 法人・・・経営する店舗数×3,600枚 個人・・・経営する店舗数×1,800枚 ※利用券の在庫状況によっては、上限まで配布できない可能性もある。	複数店舗を経営している場合でも1事業者あたり、下記枚数を上限に利用券配布。 法人・・・1,800枚 個人・・・900枚
プレミアム金額の上限	個人・法人とも1店舗経営の場合には36万円が上限。複数店舗を経営している事業者についてはさらに増額。	個人・法人とも18万円が上限
プレミアム金額請求時期	【取扱店→各商工会】 ■報告期限①：令和2年9月7日(月) (8月末までの使用分) ※50枚単位で報告 ■報告期限②：令和2年12月15日(火) (11月末まで使用分) ※50枚単位で報告 ■報告期限③：令和3年2月15日(月) (令和3年1月末まで使用分) ※端数分も取りまとめて報告 【各商工会→県連】 ■報告期限①：令和2年9月11日(金) (8月末まで使用) ※50枚単位で報告 ■報告期限②：令和2年12月21日(月) (11月末まで使用分) ※50枚単位で報告 ■報告期限③：令和3年2月19日(金) (令和3年1月末まで使用分) ※端数分も取りまとめて報告	【取扱店→各商工会】 ■報告期限①：令和2年12月15日(火) (11月末まで使用分) ※50枚単位で報告 ■報告期限②：令和3年2月15日(月) (令和3年1月末まで使用分) ※端数分も取りまとめて報告 【各商工会→県連】 ■報告期限①：令和2年12月21日(月) (11月末まで使用分) ※50枚単位で報告 ■報告期限②：令和3年2月19日(金) (令和3年1月末まで使用分) ※端数分も取りまとめて報告